

広島高速道路連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 広島高速道路公社(以下「公社」という。)の業務のうち、指定都市高速道路の新設、改築、修繕等の適正な執行のため、広島県、広島市、公社が綿密に業務のスケジュール等の情報共有を図り、併せて公社が事業における基本方針として定めた「地域の安全確保と安心の構築の徹底」の実現に向けて具体的な施策を展開し、公社の業務を推進していくことを目的として、広島高速道路連絡調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 所管事項は次に掲げるものとする。

- (1) 業務のスケジュールや進捗に関する事
- (2) 業務の課題とその対応方針に関する事
- (3) 「地域の安全確保と安心の構築の徹底」の実現に向けた具体的な施策に関する事
- (4) その他、公社の業務に関する事

(組織)

第3条 会議は、別表第1に掲げる者により組織する。

- 2 議長は、広島県土木建築局長をもって充てる。
- 3 副議長は、広島市道路交通局長をもって充てる。

(議長、副議長)

第4条 議長は、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、必要に応じて議長を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、別表第1に掲げる者以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により組織する。
- 3 会長は、広島県土木建築局総括官(土木整備)をもって充てる。

(庶務)

第7条 会議及び幹事会の庶務は、広島県土木建築局道路企画課及び広島市道路交通局道路部道路計画課高速道路整備担当において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

広島県	土木建築局長
広島市	道路交通局長
広島高速道路公社	理事長
	副理事長
	理事（総括）
	理事

別表第2（第6条関係）

広島県	土木建築局総括官（土木整備）
	土木建築局道路企画課長
広島市	道路交通局道路部長
	道路交通局道路部道路計画課高速道路整備担当課長
広島高速道路公社	参事
	建設部長
	企画調査部企画調査課長
	総務部保全課長
	建設部用地課長
建設部建設課長	